

平成31年度第1回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

- 1 日 時 平成31年4月22日（月） 午後6時30分～午後8時30分
- 2 場 所 井門明治安田生命ビル6階 子ども若者はぐくみ局会議室
- 3 出席委員 久保川会長，徳岡副会長
大山委員，上島委員，國重委員，小井委員，小町委員，清水委員，竹川委員，竹田委員，
辻野委員，橋本委員，升光委員，美濃委員，矢野委員

4 次 第

（報告）

- (1) 平成30年度実践推進者表彰式について
- (2) 緊急の方策に係る動向について

（議題）

- (1) 憲章の普及啓発及び実践の推進に関する平成31年度の取組（案）について
- (2) 平成31年度行動指針（案）について

5 会議録

（確認事項）

- ・小倉誠一委員の後任として清水友秀委員が新しく就任。（京都おやじの会連絡会会長交代）
- ・人事異動により，はぐくみ創造推進室はぐくみ文化創造発信係長に森島茉莉が就任。
- ・出席の委員が全委員の過半数を超えるため，会議が成立している。
- ・傍聴者は，1名。

（局長挨拶）

昨年度の憲章実践推進者表彰では，選考の結果35団体を表彰することができた。

また，選考過程では審査基準の設定などご尽力いただき，感謝申し上げます。

日頃は，京都のはぐくみ憲章をはじめ，はぐくみ文化の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

現在，子どもを取り巻く環境は，児童虐待や薬物乱用など厳しい状況である。本市では，4月から各区役所に「子育て支援係長」を1名ずつ配置し，寄り添い支援を進めている。身近なところでの取組を進めることとなるので，引き続き御協力をお願いしたい。

第1回目となる今回は行動指針の策定について検討いただく。忌憚のないご意見をお願いしたい。

【報告】

（1）平成30年度実践推進表彰式について

事務局

資料1に基づき説明。

委員

表彰に先立つ選考では，多数の応募団体からどのように被表彰団体を選考するか意見が交わされた。過去の受賞団体の取組を同一の取組とみなすかについて慎重な議論もあった。

また，多くの方に活動を知っていただきたいという観点で選考をおこない，結果として東日本大震災避難者の子どもたちへの習い事支援や農業体験を通じた食育の取組など幅広く表彰することができた。

選考に関わる中で、京都はぐくみ憲章の取組が多方面に広がっており、多くの人に関わっているという印象を持った。はぐくみ文化が広く浸透するよう、これからも取り組みたい。

また、表彰式当日の受賞団体による取組発表では、限られた時間の中で、しっかりとアピールされていた。

受賞後の記念撮影では、子ども連れの被表彰者の方がおられた。はぐくみ憲章ならではの良い雰囲気での式典であった。市民に根差した取組になっているように感じた。

(2) 緊急の方策について

事務局

資料2に基づき説明。

委員

コミュニケーションアプリ企業と教育委員会との連携は良いことだと思う。ゲーム開発企業との提携の状況はどうか。

事務局

現在、提携している企業はないが、研修に来ていただくなど個別に協力いただいている。

委員

薬物乱用について、「乱用」という表現は適切なのか。一回だけの使用でも「乱用」というのか。日常で服用するような良い薬もあるが、それらも乱用にあたるのか。

電車に乗って見てみると、ほとんどの大人がスマホに夢中であった。子どもへの教育も必要であるが、手本となるべき大人の行動も考えていかないといけない。その手立てを考えたとき、スマホによる影響がより深刻になるまで気づかないのかもしれない。意識化するために踏み込んで考えていく必要がある。皆で考えていきたい。

事務局

薬物の「乱用」という表現については、風邪薬などであっても用法用量を守らず使用することは「乱用」にあたる。また当然、違法な薬物は一回でも使用が許されるものではなく、「乱れ」という意味で「乱用」にあたる。ここでの薬物乱用はどちらの意味も含まれる。

委員

スマホは、情報も検索できれば、読書もできる、音楽も聴ける。いろんなメディアが重なり合い、様々なことができるツールである。

単に利用時間をもってスマホの依存が問題と片付けるだけでは、このテーマを考えていくことができない。4、5歳児の動画視聴と中学生のSNS利用では問題の質が異なる。スマホ利用の実態、中身がどうなっているかを関連させて考えていく必要がある。また同時に、スマホの積極的な利用の在り方も考え、企業との提携の中で発信していく必要がある。

事務局

情報モラル教室（スマホ学習）は、スマホの使用を禁止するのではなく、安全に活用するための学習プログラムである。今、大きな問題は、ネットいじめやインターネットへの安易な投稿であるが、依存についても切実な問題である。スマホの長時間使用により、本来育てなければならない力が育てることができないことである。スマホ学習では、子どもたち自身に考えさせる内容としている。小学生から SNS の使い方について模擬体験等を行うなど、注意点を考えさせている。

委員

予防や危険性という観点に加えて、可能性が広がる賢い使い方を教えたい。放っておくとルーティン化した使い方しかできず、依存につながる。素敵な使い方（より良い使い方）も発信していくほうがよいのでは。

委員

幸せに豊かに使いこなせるところまで、踏み込めればよいが、周りの大人の使い方を見ているとより良い使い方になっていることはあまり感じられない。スマホを使っているようで、使われているように感じる。

【議題】

（1）憲章の普及啓発及び実践の推進にする平成31年度の取組（案）について

事務局

資料3・4に基づき説明。

委員

啓発消しゴムに QR コードをつけることで、京都市はぐくみ憲章 HP にリンクさせることができるのではないかな。

（2）平成31年度行動指針（案）について

事務局

資料5に基づき説明。

委員

令和元年度にふさわしく、新しい未来を一緒に作っていこうという表現が含まれていると良い。

委員

案2がよい。案1は、平成30年度のテーマと変わらない。案3は、「はぐくみ」の部分が伝わりにくい。平成30年度のテーマから一歩踏み出す意味で案2がふさわしい。

委員

皆が笑顔になれば良いが、何かに陥ったとき、しんどくなった時に笑えるのか。誰かにつながることで笑顔になれると素敵だが、笑顔でないといけないう受け取り方をされてしまうと、つなが

りにくい。

今年度の大賞受賞団体の活動を見ると、一人ではなく、社会とつながることで笑顔になっている。はぐくみアクションを通じて、最終的に笑顔になれるといった表現であれば、私にも何かできるかもしれないと行動が広がっていくのではないか。

不安を抱える方に誰かが手を差し伸べることで、その日が笑顔になれる。そんなつながり方のきっかけになるようなものがある。

委員

正しいことを言われるよりも誰かを信頼したい、正しいことを言われて引っ張られるよりも信頼できる人が一人でも多くいることでつながっていける。

案1にもう少し「未来に向かって」というニュアンスがあればいい。

委員

案2がよい。笑顔を広げるために、みんなでつながろうという方向性が示されており、わかりやすい。

委員

案2がよい。言葉は今の自分の立場に左右される。笑顔を広げるためにつながろうと読める人もいれば、笑顔に注目して笑顔にならないといけないうる人にも感じるかもしれない。

市民みんなで広めるという視点で考えたい。

委員

願いを込めて、「広がれ笑顔」はどうか。

委員

「“広がれ笑顔”」としてはどうか。

委員

「つながれはぐくみの輪」としてはどうか。

委員

「広がれ笑顔！」は、行動の結果であり、「つながろうはぐくみの輪」は、自分たちの行動の結果で主体的な感じがしてよいのでは。

また、テーマとするなら、(順番を)「広がれ笑顔 つながろうはぐくみの輪」とするほうがよいのではないか。

委員

「広がる」、「つながる」、「はぐくむ」という言葉はキーワードとして良いと思う。また、「つながろう」なのか、「つなげよう」なのか、どちらがよいだろうか。

委員

「つながろう」のほうが自主的な感じがする。

会長

現在、案2への御意見が多いが、いかがか。

テーマは、案2をもとに「広がれ笑顔 つながろうはぐくみの輪」とすることでどうだろうか。
新しい時代への思いも込められているように感じる。

(出席者から異議なし)

それでは、令和元年度の行動指針テーマを、案2をもとに「広がれ笑顔 つながろうはぐくみの輪」として進めていきたい。

会長

続いて、「緊急の方策」及び「基本的な方策」に関する行動について、御意見をいただきたい。

委員

いじめ対策の文言について、「いじめられていると知ったときは、何があっても『絶対に守る』、『必ず助ける』ことを伝えます。」と書かれているが、誰が伝えてくれるのかわかりにくい。文中に「学校でも、家庭でも『絶対に守る』、『必ず助ける』」と書き加えるなど子どもに分かりやすい具体的な表現にしたほうがよいのでは。子どもがこれを読んだ時に「頼れるな」と思えるようなものになればよいのでは。

委員

「いじめられていると知ったときは」と書かれているが、「子どもが」いじめられていると「大人が知ったとき」という意味なのか。いじめられていると大人が知ったとき、絶対に守る、必ず助けると伝えるというが、子ども自身は自分で伝えられないのでは。

委員

子どもから言われなくても、大人がわかったときという理解でいいのでは。

委員

いじめを知ったときは、伝えるだけでなく、守らないといけないし、助けなければいけない。

委員

どこが守ってくれるかというところを具体的に書かれているとよいのでは。

委員

これは大人の行動指針であるから、大人として必ず助けることを伝えるという行動をすることが伝わればよいのでは。

委員

児童虐待について、児童虐待から子どもの命を守ることはもちろん、虐待している親そのものも守るという視点も必要だと感じる。

児童虐待を疑ったときは、「子どもと親を守るために」相談する、そんな表現になれば良いと思う。

委員

児童虐待を疑ったときはではなく、(しんどさを抱える) 親自身も相談できるように、「児童虐待が心配な時は迷わず児童相談所に相談します」としてはどうか。

そうすることで、知った時も相談するという両方の意味を含むことができる。

委員

児童ポルノと性感染症対策について、被害に遭ったり、感染症になる前の「性教育」の部分が大事だと思う。

委員

エイズは、性感染症ではない。

通常は、エイズと性感染症は別物として、併記している。

事務局

通常、併記することが多く、エイズは性感染症の範疇には入れていない。

確認したうえで、誤解のない表現にさせていただく。

委員

エイズに感染している方が危険だという受け取り方をされないような表現にしていきたい。必要なことはエイズに対する過度な危険や偏見を持たれぬように、早期発見・治療の観点で検討いただきたい。

事務局

性感染症の例として、エイズを挙げるのが適切かどうか等改めて確認する。

委員

どれも大事なことであるが、どんどん文章が長くなっていくことが気になる。

昨年度のものはコンパクトにまとめられていて見やすかった。文章が長くなれば、文字も小さくなって、読むことが嫌にならないように表現方法等を考える必要がある。読みやすく、見やすいものにした。

委員

緊急の方策に関する行動については、児童虐待やいじめなど、子供の命や人権を守る内容である。「命を守ります」という表現が重複している項目は、箇条書にするなど上手くまとめることができないか。

会長

行動指針は、まずは読んでもらえることが重要。

委員

これまでからこの内容で進めてきた。今から全ての項目を見直すことはできないので、どうしても修正が必要なところを絞って改訂するのがよい。

会長

どうしても変えないといけないところを修正し、それ以外の部分は読みやすさを重視して微修正する。皆さんの御意見を踏まえ、策定にむけて整理するので正副会長に一任いただきたい。

(出席者から異議なし)

【情報提供】

事務局

配布資料について、説明。

(以上)